（様式第２号）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市障害者相談支援機能強化事業業務委託
委託業務場所	大津市内
概要	大津市障害者相談支援事業実施要領第４条に基づく、委託相談支援事業所のうち困難ケース等への対応、障害者自立支援協議会の運営、指定事業者への専門的支援を行う。
契約期間	令和４年　４月　１日から　　令和５年　３月３１日まで
契約年月日	令和４年　４月　１日
契約金額	配置実人数１名あたり１か月あたり５６６，０００円 詳細別紙のとおり
契約の相手方	①〔所在地〕滋賀県野洲市北桜９７８番地の２ 〔名　称〕社会福祉法人びわこ学園 （やまびこ総合支援センター内）生活支援センター ②〔所在地〕大津市桜野町一丁目１０番５号 〔名　称〕医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷 ③〔所在地〕大津市石山千町２７０番地の３ 〔名　称〕社会福祉法人しが夢翔会 障がい児者相談センターみゅう ④〔所在地〕大津市一里山二丁目２番８号 〔名　称〕特定非営利活動法人りあん 地域生活サポートセンターじゅぷ
契約相手方の選定理由	本事業は、「大津市障害者相談支援事業実施要領」に基づき、障害者相談支援業務を受託した事業所に対する専門的立場から助言を行うものであり、高度な専門的知識を必要とされる業務である。実績、人員とも当該事業所に代わりうるものがいないことから、当該事業所を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

（様式第２号）

（別紙）

	契約の相手方名称	契約の相手方所在地	契約金額（月額）
１	社会福祉法人びわこ学園（やまびこ総合支援センター内）生活支援センター	滋賀県野洲市北桜９７８番地の２	５６６，０００円
２	医療法人藤樹会 精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷	大津市桜野町一丁目１０番５号	１４１，５００円
３	社会福祉法人しが夢翔会 障がい児者相談センターみゅう	大津市石山千町２７０番地の３	１４１，５００円
４	特定非営利活動法人りあん 地域生活サポートセンターじゅぷ	大津市一里山二丁目２番８号	１４１，５００円